

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十七年二月五日
第二千二百八十三号 火曜日

鳥取県知事 西尾愛治

記

一、推薦資格を有するもの

(イ) 労働者委員候補者を推薦する資格を有するものは
鳥取県の区域内のみに組織を有する労働組合であつ
て労働組合法第二條及び第五條第一項の規定に適合
するもの

(ロ) 使用者委員候補者を推薦する資格を有するものは
鳥取県の区域内のみに組織を有し主として労働問題
に関する事をその業務とするか又業務の主要な部分
として労働問題を取り扱う使用者団体

二、推薦されるものの資格

労働組合法第十九條第八項の規定及び公職追放令の規
鳥取県地方労働委員会現委員は昭和二十七年三月三十一
日任期満了となるので次期委員を任命したいら労働組合
及び使用者団体はそれぞれ労働者委員及び使用者委員の
候補者を次の手続により推薦されたく労働組合法施行令の
第二十一條により請求する。

◇鳥取県告示第四十五号

◇告示
主　要　目　次
労働者委員及び使用者委員候補者の推薦につ
いて
主要食糧小売販売業者の業者登録取消
造林地の指定解除
国民健康保険法に基く条例の一部改正認可
国民健康保険法に基く条例の改正認可

告　　示

定の外別段の制限はないが、委員の任命にあたつて國家公務員法、國会法、地方公務員法等の兼職禁止規定の制限を受ける。

三、労働組合の立証手続

この推薦手続に参与する組合は労働組合法第五條第一項の規定による立証のため推薦書に次の書類を添付して提出すること。

- (イ) 資格審査申請書
- (ロ) 組合規約
- (ハ) 労働協約
- (二) 労働組合法改正後地方労働委員会の資格審査を受け、資格があると判定された組合は、その決定書の写
- (三) その他参考となる資料

四、推薦候補者の数

別段制限はないがあおむね十名以内

五、推薦期間

昭和二十七年二月五日より昭和二十七年三月十日まで

六、推薦方法
別記様式による推薦書に必要事項を記入し資格立証書類を添付して期間内に所轄労政事務所に提出のこと。

別記（推薦書様式）
（使用者団体）名称

労働組合住所

（使用者）名称

別記（推薦書様式）
（使用者）名称

印

鳥取県知事 西尾愛治殿

鳥取県地方労働委員会委員候補者推薦について
労働組合法施行令第二十一條の規定により鳥取県地方労働委員会（労働者）委員候補者として左の者を推薦する。
(使用者) 姓 名 生年月日 所属組合名及
び地位 (労働者)
(使用者) 及び地位 (労働者)
場名及び地位 (労働者)
所屬組合名及
び地位 (労働者)
所屬職場名 (労働者)
場名及び地位 (労働者)
所屬職場名 (労働者)
所屬政党 (労働者)
備考 (労働者)

（註）記載欄中略歴については、なるべく履歴書を添付されたい。

◇鳥取縣告示第四十六号

次の者に対する主要食糧小売販売業者甲の業者登録を取消した。

昭和二十七年二月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	町村名	代表者氏名
二三八	倉吉町	椿 友太郎
一一四二	山本	次郎

鳥取県中部消費生活協同組合

◇鳥取縣告示第四十七号

次の通り造林地の指定を解除した。

昭和二十七年二月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

番号	造林地の所在地	地目	地 積	指定年月日	計 画	内 容	変 更 の 理 由	備 考
11	八頭郡智頭町大字口宇波字細谷	原野	五〇	昭和二十六年十二月二十八日	昭和二十七年二月五日	解 除 年 月 日	当該地に他人に転買し等報告書提出による伐栽跡地等事情が著しく変化した新所有者は当地を採用する目的で新所	前所有者八頭郡智頭町智頭三九六石谷貞彦新所有者八頭郡智頭町口宇波口宇波部落
12	〃	〃	五〇〇	昭和二十六年十二月二十八日	昭和二十七年二月五日	解 除 年 月 日	当該地に他人に転買し等報告書提出による伐栽跡地等事情が著しく変化した新所有者は当地を採用する目的で新所	前所有者八頭郡智頭町智頭三九六石谷貞彦新所有者八頭郡智頭町口宇波口宇波部落

◇鳥取縣告示第四十九号

国民健康保険を行う次の市村に対し国民健康保険法（昭

和十三年法律第六十号）第八條ノ十三第二項の規定に基
き條例の一部改正を認可した。

00951

昭和二十七年二月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

國民健康保險を行う(市)村 認可年月日

八頭郡大御門村

昭和二十七年一月九日

鳥取市

昭和二十七年一月十一日

◆鳥取縣告示第五十号

國民健康保險を行う次の村に対し國民健康保險法(昭和十三年法律第六十号)第八條ノ十三第二項の規定に基き條例の改正を認可した。

昭和二十七年二月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、國民健康保險を行う村 認可年月日

岩美郡宇倍野村

昭和二十六年十二月二十七日

西伯郡大山村

昭和二十六年十二月二十八日

昭和二十七年二月五日印刷
昭和二十七年二月五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
(第三種郵便物認可)

印 發

刷 像

所

鳥

取

縣

鳥

取

市

東

町

縣

印 刷 所